

町田市介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年(2015年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年(2015年)4月22日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

町田市介護保険条例（平成12年3月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,100円とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の第9条第2項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

町田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者につ</u> <u>いての保険料の減額賦課に係る平成27年</u> <u>度から平成29年度までの各年度における</u> <u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,</u> <u>100円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 略</p>